

広報お知らせ版

編集と発行 ● 鶴田町企画観光課 Tel.22-2111 内線 261

旧沖文化センター の建物をお譲りし ます

《総務課》

沖ふれあいセンターの新築に伴い、不用となった旧沖文化センターの建物を有償でお譲りいたします。

お譲りするのは建物のみで土地は含みませんので、購入される方が建物を撤去して運搬することになります。

購入を希望される方は左記までお申し込みください。

●申込期限

七月十二日（水）午後五時まで

●問い合わせ・申込先

総務課 財務班

（内線275・276）



農道補修の申請を受け 付けます

《建設整備課》

町では、今年も農道補修（敷砂利）事業を行います。実施時期は七月後半から八月末頃までの予定で、実施方法は現物（砂利等）支給とし、各申請団体の実施数量に応じた負担額について、町が一部助成いたします。

また、路面を削ってならす「グレーダー委託事業」も併せて申請を受け付けます。ただし、多面的機能支払交付金で農地維持支払を受ける団体は本事業を申し込むことは出来ません。

なお、過去三年間に補修事業を実施した団体には、申請書類一式を送付しますが、新たに希望する団体は、建設整備課土木班へお知らせください。

●受付期限

七月二十一日（金）

●申込先

建設整備課 土木班

（内線287）



**7月31日（月）は
固定資産税2期分、国民健康保険
税1期分の納期限です。**

汚れが落ちない食品包装容器は「燃えるごみ」へ

金婚式をお迎え のご夫婦へ

《町民生活課》

結婚五十年を迎えるご夫婦を対象に金婚式を開催いたします。

対象者は鶴田町在住で、昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までに婚姻届を届出されたご夫婦です。該当するご夫婦は八月末日までお知らせください。

なお、開催日時等については決定次第お知らせいたします。

●問い合わせ先

町民生活課 ぐらしの窓口班
(内線153)

給与所得者の個人 住民税は全て「特別 徴収」となります

《税務会計課》

給与所得者（従業員）の個人住民税については、地方税法の規定により、給与支払者（事業

主）が給与から特別徴収（天引き）により納入することとされています。

このため、西北地域二市五町と西北地域県民局県税部では、

原則として全ての事業主の方に特別徴収を行っていただいておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業主が従業員に代わり、毎月支払う給与から個人住民税を天引きし、納入していただく制度です。

ただし、個人住民税の特別徴収は、町が従業員ごとの税額をお知らせしますので、所得税の源泉徴収のような税額計算や年末調整の手間がかかりません。

また、従業員の方には、納め忘れがなく、納期が年十二回のため普通徴収の年四回に比べて一回当たりの納付額が少なくなるといった納税の便宜を図る目的があります。

●問い合わせ先

税務会計課 税務相談班
(内線122)

平成二十九年度 甲種防火管理新 規講習のご案内

《五所川原地区消防事務組合》

消防法で義務づけられている施設で、防火管理上必要な業務を遂行できる管理的、監督的立場にある方を対象に、講習を開催します。

●開催日

七月二十七日（木）・二十八日（金）

●開催場所

五所川原地区消防事務組合
消防本部二階会議室（五所川原市中央四丁目一三〇番地）

●対象施設

① 収容人員十人以上の防火対象物（特定防火対象物）

▽ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、認知症高齢者グループホーム等

② 収容人員二十人以上の防火対象物（特定防火対象物）

▽ 映画館、集会場、遊技場、飲食店、百貨店、旅館、病院、更正施設、保育所等

③ 収容人員五十人以上の防火対

象物（非特定防火対象物）
▽ 共同住宅、学校、公衆浴場、寺院、工場、作業場、倉庫、事務所等

●受付期間

七月七日（金）まで
午前八時三十分～午後五時（土日を除く）

●定員

約百十名（受付期間であつても定員になり次第締め切ります）

●受講料

三千六百五十円（テキストは当日講習会場で販売します）

●受講申請・問い合わせ先

受講申請および受講申請書は左記の消防本部、消防署で受け付けております。

※ 申請書は五所川原地区消防事務組合ホームページからダウンロードもできます。

・ 五所川原地区消防事務組合

消防本部予防課

☎ 35-2020

・ 鶴田消防署

☎ 22-2131

・ つがる市消防本部予防課

☎ 42-7744

・ 鯉ヶ沢地区消防事務組合

消防本部予防班

☎ 72-4527

鶴田町身体およ び知的障害者相 談員について

《町民生活課》

今年も福祉関係等に関する相談に応じますので、お知らせします。

●身体障害者相談員

小坂 清弘（沖）

☎ 28-2098

山田 豊実（山道）

☎ 090-1492-1043

●知的障害者相談員

月永 進（鶴泊）

☎ 22-2218

●問い合わせ先

町民生活課 福祉支援班
(内線162)

障がいのある方 の成人ならびに 青人を祝う会 のお知らせ

《特定非営利活動法人「笑楽生」》
障がいのある方の成人ならびに青人（障がいがあるために一般の成人式に参加できな

った二十歳以上の方)を祝う会を次のとおり開催します。家族同伴(急変時対応等のため)が条件となります。

青人を祝う会は今回限りです。ぜひ参加してください。

●日時

十月十五日(日)

午前十一時〜午後一時

※集合時間 午前十時三十分

(記念写真撮影のため時間厳守)

●場所

プラザマリユウ五所川原

●参加会費(当日徴収)

・成人者ならびに青人者五千円

・成人、青人者以外七千円

●対象者

西北五地域にお住まいで障がいのある方

●申込締切日

八月二十五日(金)

※事前の申し込みが必要です。

●問い合わせ・申込先

特定非営利活動法人「笑楽生」

(五所川原市金木町川倉字田

野二四)

☎090-3363-1307

「体験してみよう！ 裁判員裁判」の開催

《青森地方裁判所》

次世代を担う小学生の皆さん

に、裁判員模擬裁判の体験を通じて、裁判の仕組みを知ってもらうとともに、裁判官と対話、交流することにより、裁判所をより身近に感じてもらいたいと考え、小学生のための夏休み子どもイベント「体験してみよう！裁判員裁判」(裁判所体験見学会)を開催します。

●日時

七月二十六日(水)

午後二時〜午後四時三十分

(受付開始は午後一時三十分から)

●内容

裁判員模擬裁判など

●開催場所

青森地方裁判所

●募集人員

小学五、六年生(保護者同伴可)先着二十五人

※定員になり次第、申し込みを締め切ります。

●申込方法

左記までお電話にてお申込ください。

※七月十日(月)午前九時から募集開始します。

●申込先

青森地方裁判所 総務課

(担当 金岡・須藤)

☎017-722-5421

気象災害から命を守るために気象警報の改善を図ります

気象庁では、平成29年出水期から、気象警報の改善を進めており、改善状況は以下の3点です。

①5日先までの大雨警報等の発表の可能性を[高][中][一]の3段階で提供します。

②警報・注意報の発表時に、最大24時間先までの危険度の予想を色分け表示して提供します。

③大雨(浸水害)の、洪水警報が発表されたときに、危険度が高まっている地域を地図上に色分け表示します。

◇問い合わせ先

青森地方気象台 ☎017-741-7413

気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>



—こころの相談—

不眠、不安、憂うつ、仕事が手につかないなどの悩みをお持ちの方は、お気軽にご相談ください。

◇相談日時(事前の予約をお願いします)

平成29年度日程

7月14日、8月25日、9月8日、10月13日、11月10日、12月8日、
1月12日、2月9日、3月9日

毎月第2金曜日(※8月のみ第4金曜日) 時間:午後1時〜2時

◇相談担当

精神科嘱託医・精神保健福祉相談員

◇相談場所

西北地域県民局地域健康福祉部保健総室(五所川原保健所)
五所川原市末広町14

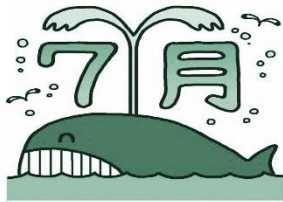
◇問い合わせ先

西北地域県民局地域健康福祉部保健総室
健康増進課 精神保健福祉担当

☎34-2108



平成29年



町の保健だより



健康保険課 健康長寿班

連絡先（内線 131,132,133,136）

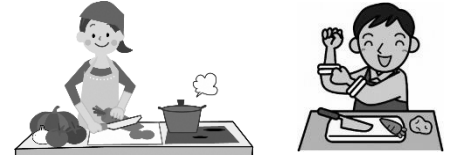
☆野菜たっぷり♪調理教室のお知らせ

○日 時：7月25日（火） 午前9時30分～午後1時

○場 所：鶴遊館 調理室

○持ってくるもの：エプロン、三角巾、手ふきタオル

○参加費：200円（当日徴収します）



※参加希望の方は7月20日（木）まで 健康保険課 健康長寿班 までお申し込みください。

☆「傾聴サロン」でほっこり、すっきりしませんか

悩みがあるとき、気持ちが沈んでいるとき、誰かに話を聞いてもらいたいときなどありませんか？
鶴田町傾聴ボランティア養成講座修了生による「つるりんの会」が、あなたのお話をじっくりと聴きます。
お話した内容の秘密は厳守します。安心しておいでください。

○日 時：7月3日（月） 午後1時～3時

○場 所：鶴遊館 会議室 ※この日のみ会議室になります。



☆からだ すっきり！さっぱり！健康運動教室のお知らせ

○開催日：7月6日（木）、13日（木）、25日（火）、27日（木）、31日（月）

○場 所：鶴遊館（申込み不要） *運動できる服装でおいでください。

○時 間：午前10時～11時 お茶、お水、タオルなどをお持ちください。



☆集団婦人健診が始まります（7/2～7/4、7/19～7/22の計7日間）

7月2日（日）から子宮頸がん・卵巣がん検診および乳がん検診が始まります。

今年度対象で、まだ申し込んでいない方、申し込みを忘れていた方は、今からでも間に合います。

また、申込書に「受けない」と記入して提出された方も変更可能です。ぜひご連絡ください。

☆知っていますか？乳児ボツリヌス症のこと



～ハチミツを与えるのは1歳を過ぎてから～



東京都内において、ハチミツの摂取が原因と推定される乳児ボツリヌス症による死亡事例がありました。
乳児ボツリヌス症は1歳未満の赤ちゃんに特有の疾患です。赤ちゃんは腸内環境が整っていないため、口から摂取されたボツリヌス菌が腸内で増えて毒素を出すことにより発症します。便秘、哺乳力の低下、元気の消失、泣き声の変化、首のすわりが悪くなるといった症状を引き起こすことがあります。

ほとんどの場合、適切な治療により治癒しますが、まれに亡くなることがあります。

■乳児ボツリヌス症予防のために～赤ちゃんのお母さん・お父さんやお世話をする方へ～

1. 1歳未満の赤ちゃんがハチミツを食べることによって乳児ボツリヌス症にかかることがあります。
2. ハチミツは1歳未満の赤ちゃんにリスクが高い食品です。
3. ボツリヌス菌は熱に強いので、通常の加熱や調理では死にません。1歳未満の赤ちゃんにハチミツやハチミツ入りの飲料・お菓子などの食品は与えないようにしましょう。